

第2回 横浜市税制調査会

日時：平成24年11月29日（木）午後5時30分～7時00分

場所：市庁舎2階応接室

1. 開会

17:30

2. 議題

17:35～18:35

(1) 課税自主権の活用上の考え方について

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市
の考え方について

3. その他

18:35～19:00

(1) 横浜市みどりアップ計画の現状

(2) その他

4. 閉会

19:00

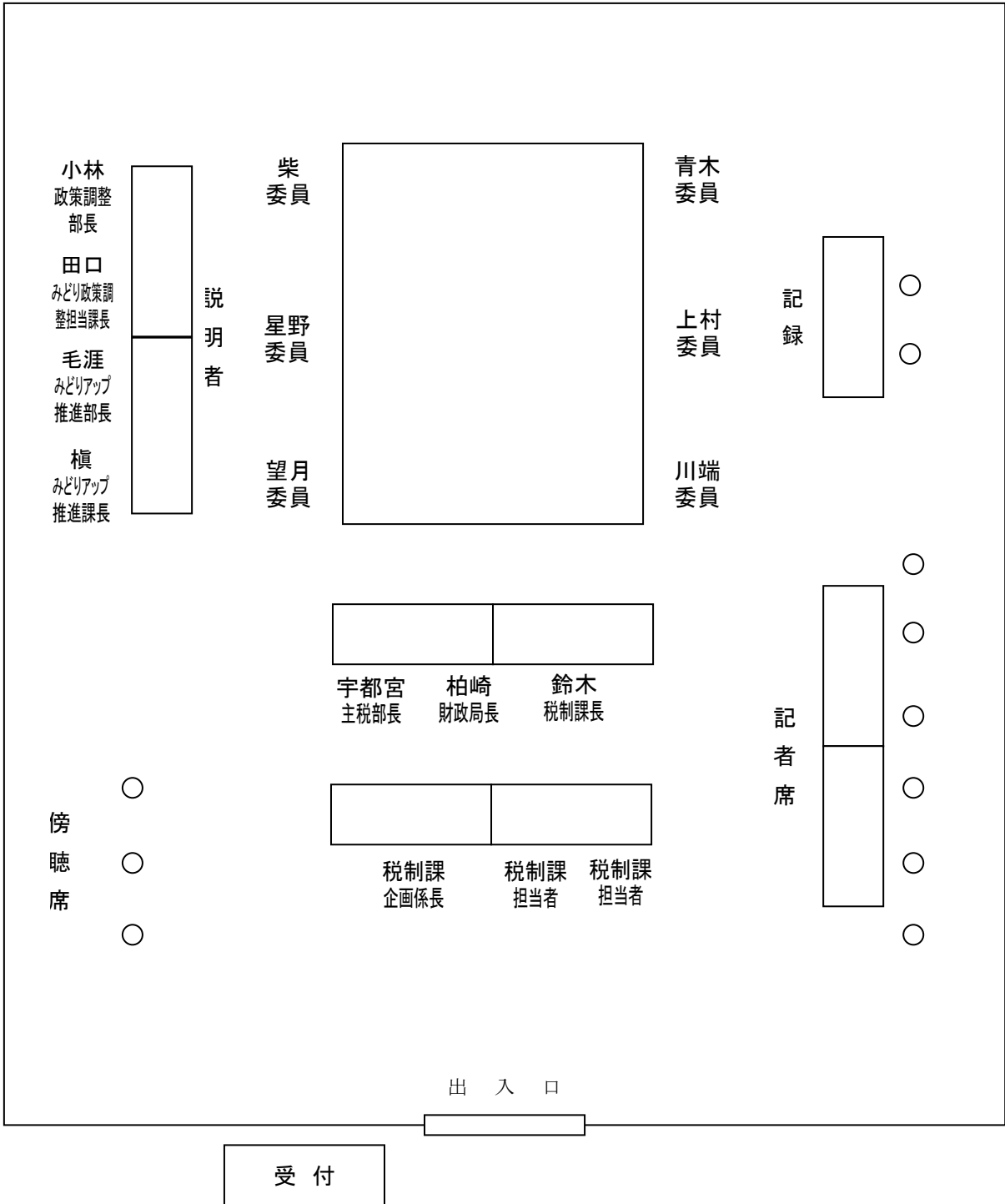
平成 24 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授
柴 由 花	明海大学 不動産学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第2回横浜市税制調査会 座席表】

平成24年11月29日(木) 17時30分から19時00分
市庁舎2階 応接室



資 料

(課税自主権の活用上の考え方について)

平成24年11月29日(木)

横浜市財政局

目 次

1. 課税自主権活用の考え方	3
2. 課税自主権活用の前提として求められる事項	4
3. 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項	5
4. 目的別・手法別の考え方の再整理	6
(1)財源確保策として課税自主権を活用する場合	6
(2)特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合	7

課税自主権の活用上の考え方について

□ 検討の目的・背景

- 課税自主権の活用上の考え方については、過去の税財政制度懇話会、税制研究会などで個別の政策課題ごとに整理してきたところ
- しかし、地方公共団体の財源確保のためや本市を含めた地方公共団体の政策実現のために、税制を活用するアイデアが話題にのぼることも多い
- そこで、税制の活用の問題点や考え方について、過去の議論も踏まえた上で、目的別・手法別の考え方の再整理・再確認を行う

1 課税自主権活用の前提として求められる事項

■ 施策の明確化・効果検証と市民理解

- 税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上でどのような施策を行うかが重要
- 市民に新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう施策や事業以上に、新たな施策を行う必要性や効果について詳細な説明を行う必要がある。

■ 財政状況の説明・行財政改革等の取組

- 行政が徹底的に歳出見直しを行ったうえで、なお納税者に負担を課す必要のあることを明確に示すことが求められる。

2 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項

■ あらゆる選択肢の検討

- 最初から特定の策に絞らず、財源確保に向けた税制、特定施策誘導のための税制など、すべてを検討する必要がある。

■ 全国標準的な公共サービスとの関係

- 財源確保のために新たな税負担を求めるには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、全国標準的な公共サービスを超える事業を行うことが前提。

■ 使途の明確化の必要性

- 新たな税収を既存の税収と分け、使途を明確にする仕組みが重要。

■ 時限的手法の必要性

- 恒久的な措置とするのではなく、時限的手法を取り、定期的に検証を行う仕組みをあらかじめ設けていくことが適当。

■ 市民の理解と参画の必要性

- 施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要

3 目的別・手法別の考え方の再整理

(1) 財源確保策として課税自主権を活用する場合

■ 法定外税・既存法定税の超過課税

- 法定税源の乏しさ、財政の苦しさゆえに、明確な根拠に乏しい単なる財源調達的手段として構想される懸念がある。課税根拠の合理性や公平性等を慎重に検討する必要あり。
- 原因者負担、受益者負担的な税負担を求め、税金の用途を特定の住民ニーズへ対応するための施策を実現する財源として説明されなければならない。
- 特別な原因関係に基づいて、特定の者・行為に対する課税手法ならば「法定外税」が考えられる。
- 市民に対して受益が広く及ぶ場合など、受益との関係に基づく課税手法なら「既存法定税の超過課税」が考えられる。
- 課税の根拠を合理的に説明できなければならない。課税の根拠さえ明確であれば、最適な課税客体・納税義務者・徴収方法・税率などもおのずと明らかになる。
- 納税義務者や徴収方法の選定は、公平性や受益と負担の観点などから十分な検討を行う必要がある。
- 国や他自治体の税目との重複課税を生じないように、自治体間における調整も考慮すべき(法定外税に関する自治体間の協議体が望ましい)。

(2) 特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合

■ 法定外税・既存法定税の超過課税

- 税負担という経済的インセンティブによって、政策的に望ましくない特定の行為を規制するための法定外税となる。
- 法律上の課題や、法で求められる水準を超えて負担を求めることなど、適切性や公平性の問題が生じることが多い。

■ 課税免除・不均一課税

- 特定の施策(政策)の目的、対象、効果等が明確になっていることが大前提である。
- 軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的(公益)を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、市民の理解が得られなければならない。
- 他の課税免除・不均一課税や非課税等特別措置などを考慮したうえで、税率や軽減期間を設定すべき。
- 補助金を含めその他の手法について幅広く検討を行い、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべき。
- 税制は、主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達であること、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく住民の監視の目が届きにくいこと、行政が強制的・権力的に一方的に徴収するものであること等の性質があり、安易に軽減措置を講ずることは不適當。
- 税の軽減要件(対象・税目・税率等)については、包括的に定めるのではなく、施策の目的に応じて対象を限定することに留意すべき。
- 軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

資 料

**(住民自治の確立に向けた地方税制度改革
に対する横浜市の考え方について)**

平成24年11月29日(木)

横 浜 市 財 政 局

目 次

1. 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方 3
 2. 「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」報告書の概要 4
 3. 議論のたたき台としての論点(案) 5
- 参考資料 7

住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について

■ 検討の目的・背景

- 本テーマは、国の「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」が、「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する、とされた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について検討するもの。
- しかし、国の研究会の報告書(案)を見る限り、具体的かつ明確な地方税制度改革の内容が示されたとは言い難いもの。
- そこで、税制調査会としては、これまでも課税自主権を活用してきた又は今後も活用していく立場から、いくつかの項目について具体的に提言するという整理としてはどうか

1 「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」報告書の概要

第1章 地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入拡大

- 中間とりまとめ(23年10月)において、自治体が期間や減額率を条例で自主的に定められるようにする制度(わがまち特例)の創設を求めた結果、24年度税制改正において固定資産税関連の2項目に導入された。
- 今後も、全国一律の特例措置でない政策目的を達成できない事情がない限りわがまち特例の対象とするよう提案。

第2章 法定外税の新設・変更への関与の見直し

- 国の関与を少なくすることで、自治体の責任を明確化する必要がある。→ ①同意要件を完全廃止する、②納税者に比較的重い税負担を課す場合のみ同意要件を残す、の2案を併記。
- 総務大臣が法定外税の新設に同意できない要件の明確化を検討→具体的な見直し案は提示せず

第3章 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

- 地方税法上整理すべきとの意見もあるが、慎重に検討すべき

第4章 税率についての課税自主権の拡大

- 制限税率は一定の意義があるが、自治体の自由度を高めるために緩和する方向で不断に検討すべき。
- 一定税率に関しても緩和に向けた検討を打ち出した。
- 標準税率の考え方は維持。

第5章 税務執行面における地方団体の責任

- 当面は「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、消費税率引上げや共通番号制度実施時期に、申告書提出の制度化について改めて判断することが適当。

2 議論のたたき台としての論点(案)

(1) 法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方(第2章関係)

- 現行の三要件に対する考え方
- 国の関与の見直しの方向性(関与の縮小、簡素化、透明化、同意を要しない協議制への移行など)

(2) 本市が課税している税目に関わる税率の考え方(第4章関係)

- 市民税(個人・法人)・固定資産税などの既存税目の超過課税の考え方
- 法人市民税、軽自動車税、都市計画税の制限税率に対する考え方
- 市たばこ税、事業所税の一定税率に対する考え方

(3) 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方(第5章関係)

- 市町村が地方消費税に係る納税相談や申告書の收受等を行うことに対する考え方、並びに、これらを行うとした場合に生じる課題等について

現行の三要件と国の関与について

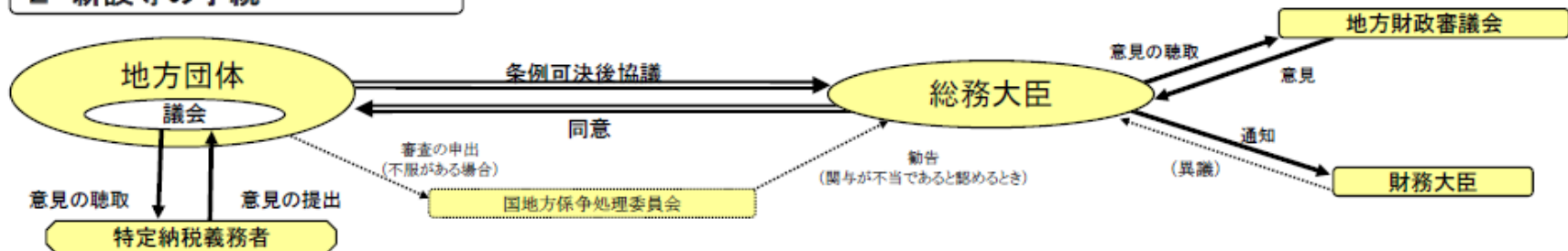
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会での納税者義務者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

横浜市における税率等

	税目等	税率	地方税法の規定																
普通税	個人市民税：均等割	3,900円 (3,000円 + 横浜みどり税900円)	(標準税率)3,000円 —																
	：所得割	6%	(標準税率)6% —																
	法人市民税：均等割	50,000円～3,000,000円 ×(横浜みどり税9%)	(標準税率)50,000円～3,000,000円 (制限税率)標準税率の1.2倍																
	：法人税割	<table border="1"> <tr> <td>10億円以上</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>12.3%</td> </tr> </table>	10億円以上	14.7%	5億円以上10億円未満	13.5%	5億円未満	12.3%	(標準税率)12.3% (制限税率)14.7%										
	10億円以上	14.7%																	
	5億円以上10億円未満	13.5%																	
	5億円未満	12.3%																	
	固定資産税	1.4%	(標準税率)1.4% —																
軽自動車税	定額課税 <table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>1,000～2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2,400～7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>1,600円/4,000円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	原動機付自転車	1,000～2,500円	軽自動車	2,400～7,200円	小型特殊自動車	1,600円/4,000円	2輪の小型自動車	4,000円	(標準税率)定額課税 (制限税率)標準税率の1.5倍 <table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>1,000～2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2,400～7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>1,600円/4,000円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>		原動機付自転車	1,000～2,500円	軽自動車	2,400～7,200円	小型特殊自動車	1,600円/4,000円	2輪の小型自動車	4,000円
原動機付自転車	1,000～2,500円																		
軽自動車	2,400～7,200円																		
小型特殊自動車	1,600円/4,000円																		
2輪の小型自動車	4,000円																		
原動機付自転車	1,000～2,500円																		
軽自動車	2,400～7,200円																		
小型特殊自動車	1,600円/4,000円																		
2輪の小型自動車	4,000円																		
市たばこ税	1,000本につき4,618円	(一定税率)1,000本につき4,618円 —																	
特別土地保有税 ※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととなった。	<table border="1"> <tr> <td>保有分</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>取得分</td> <td>3.0%</td> </tr> </table>	保有分	1.4%	取得分	3.0%	(一定税率) <table border="1"> <tr> <td>保有分</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>取得分</td> <td>3.0%</td> </tr> </table> —		保有分	1.4%	取得分	3.0%								
保有分	1.4%																		
取得分	3.0%																		
保有分	1.4%																		
取得分	3.0%																		
目的税	入湯税	1人1日100円	標準1人1日150円 —																
	事業所税：資産割	600円/㎡	(一定税率)600円/㎡ —																
	：従業者割	0.25%	(一定税率)0.25% —																
	都市計画税	0.3%	— (制限税率)0.3%																

(件数は平成22年4月1日現在)

(金額は平成22年度決算額)

法定外税の状況(その1)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税〔418億円(22件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	10	沖縄県
核燃料税	232	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	12	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 ^(※1)	0.2	神奈川県
計	404億円	(15件)

[市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) ^(※4) 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	14億円	(7件)

2 法定外目的税〔97億円(34件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^(※2)	69	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	80億円	(29件)

[市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 ^(※3)	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	18億円	(5件)

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

*5 端数処理のため、計が一致しない。

法定外税の状況(その2)

参考資料

(件数は平成22年4月1日現在)
(金額は平成22年度決算額)

平成22年度決算額 516億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税〔418億円(22件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	232	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	1.2	茨城県
核燃料物質等取扱税	15.1	青森県
臨時特例企業税 ^{(*)1}	0.2	神奈川県
計	404億円	(15件)

[市区町村]

砂利採取税等	0.3	城陽市(京都) ^(**4) 、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)
計	14億円	(7件)

2 法定外目的税〔97億円(34件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等 ^(**2)	69	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	1.0	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	80億円	(29件)

[市区町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	1.2	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)
環境協力税 ^(**3)	0.06	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄)
計	18億円	(5件)

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*3 環境協力税は平成23年4月1日から渡嘉敷村においても施行。

*4 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。

*5 端数処理のため、計が一致しない。

税率の種類

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種類	概要	税目	
		道府県税	市町村税
一定税率	地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税	自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税
標準税率	制限税率あり	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり		都市計画税
	制限税率なし	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他			入湯税

各税率の種類における規定例

参考資料

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類に係る規定例は以下の通り

種類		規定例
一定税率		(地方消費税の税率) 第72条の83 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。
標準税率	制限税率あり	(法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分十二・三とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の十四・七を超えることができない。
	制限税率なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の標準税率は、百分の四とする。
任意税率	制限税率あり	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。
	制限税率なし	(宅地開発税) 第703条の3 (略) 2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。
その他		(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

※ 規定例は全て地方税法

道府県税の税率一覧

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
道府県民税 個人	所得割 標準税率(4%) (分離課税が適用される所得にかかる特例あり)	無	平成9年度までは届出制	地方消費税	一定税率(25%)	—	平成9年度までは届出制
	均等割 標準税率(1,000円) (ただし、平成26年度から平成35年度まで1,500円)	無		貨物割	一定税率(25%)	—	
	配当割 一定税率(5%) (平成25年12月31日までは3%)	—		不動産取得税	標準税率(本則4%) (住宅及び土地は平成18年4月1日から平成27年3月31日まで3%)	無	
	株式等譲渡所得割 一定税率(5%) (平成25年12月31日までは3%)	—		道府県たばこ税	一定税率(1,000本につき1,504円)	—	
法人	法人税割 標準税率(5%)	有:創設時(昭和29年度)より (昭和56年度より)6%		ゴルフ場利用税	標準税率(1人1日につき800円)	有:昭和52年度創設 (平成元年度より1,200円 当初、標準税率の1.5倍)	
	均等割 標準税率(2万円~80万円)	無		自動車取得税	一定税率 (自家用自動車 5%) (当分の間の措置。本則3%) (営業用自動車及び軽自動車 3%)	—	平成21年度までは暫定税率
利子割	一定税率(5%)	—		軽油引取税	一定税率 (1kにつき32,100円 (当分の間の措置。本則15,000円))	—	平成21年度までは暫定税率
事業税	標準税率(3%~5%)	有:昭和50年度創設 (当初より1.1倍)	昭和49年度までは届出制	自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 (平成18年度より1.5倍 当初、標準税率の1.2倍)	
法人	標準税率 外形標準課税対象法人(注) (資本金1億円超の普通法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 3.8%~7.2% ※(1.5%~2.9%) [148%] 所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、 公益法人等及び特別法人等) 所得割 5%~9.6% ※(2.7%~5.3%) [81%] 収入金額課税法人 収入割 1.3% ※(0.7%) [81%] ※平成20年10月1日以後開始事業年度から()内の標準税率及び地方 法人特別税の税率として[]内の 税率が適用(暫定措置)	有:昭和50年度創設 (平成16年度より1.2倍 当初、標準税率の1.1倍)	昭和49年度までは届出制	鉱区税	一定税率	—	平成9年度までは届出制
				道府県固定資産税	標準税率(1.4%)	無	
				狩猟税	一定税率 (5,500円、8,200円、11,000円、 16,500円)	—	
				水利地益税	任意税率	無	

(注) 事業税(法人)の外形標準課税は、平成16年4月1日以後開始事業年度から適用。

市町村税の税率一覧

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要	税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
市町村民税 個人	所得割 標準税率(6%) (分離課税が適用される所得に係る 特例あり)	無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。	事業所税	一定税率 (資産割 600円/㎡) (従業者割 0.25%)	—	昭和53年度より0.3%
	均等割 標準税率(3,000円) (ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円)	無		都市計画税	制限税率(0.3%)	有:創設時より (当初、0.2%)	
法人	法人税割 標準税率(12.3%)	有:創設時より (昭和56年度より) 14.7%	平成10年度改正において届出制が廃止され、1.7%を超える一定の場合の議会手続が必要となった。 平成16年度改正において、制限税率が廃止された。	水利地益税	任意税率	無	無
	均等割 標準税率(5万円~300万円)	有:創設時より (昭和59年度より) 1.2倍		共同施設税	任意税率	無	
固定資産税	標準税率(1.4%)	無	平成15年度以降は新たな課税を停止。	宅地開発税	任意税率	無	
軽自動車税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 (平成18年度より) 1.5倍、 当初、標準税率 の1.2倍					
市町村たばこ税	一定税率(1,000本につき 4,618円)	—					
鉱産税	標準税率(1%) (200万円/月以下の場合0.7%)	有:創設時より (1.2%) (200万円/月以下 の場合 0.9%)					
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4%) (土地の取得 3%)	—					
入湯税	標準 1人1日150円	無					

超過課税の現状について

ア 超過課税実施団体数（平成22年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	30団体	〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川 県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵 庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	30団体	〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税> 8団体〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税> 1団体〔東京都〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	3団体	〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、 宮崎県宮崎市〕
所得割	2団体	〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕
法人均等割	404団体	
法人税割	1,003団体	

<固定資産税> 162団体

<軽自動車税> 33団体〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美幌市、芦別市、赤平市、
根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川
町、由仁町、南幌町、栗山町、涌臼町、滝上町〔青森県〕鯉ヶ沢
町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、
大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕
高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉱産税> 34団体

<入湯税> 2団体〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

イ 超過課税の規模（平成22年度決算）

道府県税(団体数)		
道府県民税	個人均等割	(30団体) 174.7億円
	所得割	(1団体) 24.7億円
	法人均等割	(30団体) 89.8億円
	法人税割	(46団体) 824.0億円
法人事業税		(8団体) 977.0億円
自動車税		(1団体) 8百万円
道府県税計		2,090.4億円
市町村税(団体数(注))		
市町村民税	個人均等割	(3団体) 16.9億円
	所得割	(2団体) 0.7億円
	法人均等割	(404団体) 153.1億円
	法人税割	(1,003団体) 2,036.8億円
固定資産税		(162団体) 371.9億円
軽自動車税		(33団体) 7.2億円
鉱産税		(34団体) 9百万円
入湯税		(2団体) 23百万円
市町村税計		2,586.9億円
超過課税合計		4,677.3億円

※ 地方税収に占める割合 1.36%

※ 地方法人二税の占める割合:87.2%

標準税率未満での課税の現状について

参考資料

団体名	税 目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個 人 市民税	H24年度 課税分から (注1)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,800円(税率5%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.7% (税率5%引下げ)
	法 人 住民税		《均等割》 9段階に区分されている税率を、それぞれ5%引下げ 例) 資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 47,500円
愛知県 半田市	個 人 市民税	H22年度 課税分のみ (注2)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個 人 市民税	H23年度 課税分のみ (注3)	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ (注4)	《均等割》 税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》 税率を 6% から 5.6% に引下げ
沖縄県 金武町	個 人 町民税	H24年度 課税分から	《均等割》 税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》 税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)

(注1) 名古屋市は過去、平成22年度に限り個人市民税及び法人住民税の10%減税を実施。

(注2) 半田市は交付団体となったことから、平成23年度以降の減税は実施していない。

(注3) 北本市は平成24年度以降は都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げることとし、個人市民税の減税を継続しないこととした。

(注4) 大治町は防災対策を優先するため、個人町民税の減税を継続しないこととした。

標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置(現状)

○ 協議制（平成18年度以降）

標準税率未満で課税を行う団体については、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ建設地方債を起すことができる。

地方財政法（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四

- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

平成24年度 地方債同意等基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

制限税率について

定義

- 制限税率とは「地方税法の定める税率以下の税率によらなければならないもの。」

主な改正経緯

	改正内容	制限税率の異動	
昭和25年	地方税法制定時に制限税率が設定されていた税目 【道府県税】 付加価値税（税制自体が施行されず） 【市町村税】 個人市町村民税（均等割、所得割）、法人市町村民税（均等割）、固定資産税（昭和26年から）、鉱産税、木材引取税		
昭和29年	固定資産税の制限税率強化	3.0%→2.5%（約1.88倍→約1.67倍）	強化
昭和34年	固定資産税の制限税率強化	2.5%→2.1%（約1.79倍→1.5倍）	
昭和50年	事業税に制限税率導入	標準税率の1.1倍	
昭和51年	自動車税・軽自動車税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和52年	娯楽施設利用税に制限税率導入	標準税率の1.2倍	
昭和53年	都市計画税の制限税率緩和	0.2%→0.3%	緩和
昭和59年	法人市町村民税均等割の制限税率を統一	均等割額毎に設定（1.25倍～約1.69倍）→1.2倍	強化
平成10年	個人市町村民税の制限税率を廃止	廃止	緩和 廃止
平成16年	法人事業税の制限税率を緩和 固定資産税の制限税率を廃止	1.1倍→1.2倍 廃止	
平成18年	自動車税・軽自動車税の制限税率を緩和	1.2倍→1.5倍	

地域
分権
改革